

## 和泉市イメージキャラクター「コダイくん・ロマンちゃん」利用取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、和泉市イメージキャラクター「コダイくん・ロマンちゃん」(以下「キャラクター」という。)を広く利用することにより、和泉市(以下「市」という。)のイメージを確立し知名度をアップさせるとともに、観光資源及び特産品などをアピールし地域振興を図るため、キャラクターを利用する場合の取扱に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (キャラクターに関する権利)

第2条 キャラクターに関する一切の権利は、市に属する。

### (利用申請)

第3条 キャラクターを利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、あらかじめ和泉市長(以下「市長」という。)の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 新聞、テレビ及び雑誌等報道機関が報道目的で利用する場合
- (2) 国又は地方公共団体が利用する場合
- (3) その他、承認の手続きを要しないと市長が認めた場合

2 前項の許可を受けようとする者は、和泉市イメージキャラクター「コダイくん・ロマンちゃん」利用申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 会社概要等、利用者の事業内容がわかるもの
- (2) キャラクターの利用状況がわかる完成見本等
- (3) その他、市長が必要と認めるもの

### (利用の承認)

第4条 市長は、前条の利用申請があった場合は、その利用内容を審査し、市のピーアールや地域振興に寄与すると認めるときは、キャラクターの利用方法その他について条件を付し、利用を承認することができる。

2 市長は、利用承認を行なったときは、和泉市イメージキャラクター「コダイくん・ロマンちゃん」利用承認通知書(様式第2号)を利用者に交付する。

### (利用許可の制限)

第5条 キャラクターの利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は利用を承認しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合

- (2) 市の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の個人、政党及び宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行うものが利用する場合
- (6) キャラクターの利用により誤認または混合を生じるおそれがあると認められる場合
- (7) キャラクターのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (8) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（この号において以下「暴力団」という。）もしくは同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者が利用する場合
- (9) その他、市長が不相当と認めた場合

2 前項の規定によりキャラクターの利用を承認しない場合は、和泉市イメージキャラクター「コダイくん・ロマンちゃん」利用不承認通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（利用料）

第6条 キャラクターの利用料については、無料とする。

（利用上の遵守事項）

第7条 第3条の規定による利用承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された利用内容のみを利用すること。
- (2) 指定された色、形状等を利用すること。
- (3) 当該利用に係る商品等の完成品を提出すること。ただし、ただし、提出が困難なものについては、写真等でも構わないものとする。
- (4) 第3条の規定により承認された権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (5) キャラクターを利用した商品等の使用、宣伝及び広告等の場合は、「©和泉市コダイくん・ロマンちゃん第●●号」を表記すること。

（承認内容の変更）

第8条 利用者が利用承認内容について変更しようとするときは、事前に和泉市イメージキャラクター「コダイくん・ロマンちゃん」利用変更承認申請書（様式第4号。以下「変更申請書」という。）を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する変更申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、利用変更を承認し、和泉市イメージキャラクター「コダイくん・ロマンちゃん」利用変更承認通知書（様式第5号）を交付する。

(承認の取消等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用承認を取り消し、利用者に対し、使用商品等の回収等の措置を請求することができる。また、利用者は、利用承認が取り消された場合は、承認取消の日から利用することができないものとする。

- (1) 利用者がこの要綱に違反した場合
- (2) 利用者が第3条の利用承認に付した条件に違反した場合
- (3) 申請の内容に虚偽があることが判明した場合
- (4) 第4条の各号のいずれかに該当した場合
- (5) その他、市長が必要と認めた場合

2 市長は、前項の規定による承認の取消により利用者に生じた損害については、一切の責任を負わないものとする。

3 市長は、利用者にキャラクターの利用状況等について報告させ、又は調査できるものとする。

(利用の非独占性等)

第10条 この要綱による利用承認は、利用者が自己の商標や意匠とするなど、独占して利用する権利を付与し、商品及び利用者等について、市が推奨するものでない。

(経費の負担)

第11条 市は、この要綱による利用承認の申請に要した費用及び利用の実施に係る経費は一切負担しない。

(損失補償等の責任)

第12条 市は、キャラクターの利用を承認したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 利用者は、キャラクターを利用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、全責任を負い、市に影響を及ぼさないようにするものとする。

3 利用者は、キャラクターの利用に際して故意又は過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

(事務)

第13条 この要綱に関する事務については、和泉市観光所管課が行う。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターの利用に関し必要な事項は、市長が別に

定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

この要綱は、平成25年11月21日から施行する。

この要綱は、平成26年4月11日から施行する。